

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

08-012

大 政事外外備官
大 務務 典房
次次
臣秘官官審密長長

政北経環査総 外
代アア人察括 研
表大使使大審 長

総儀対会口厚情研

察人同在警史オ

外 報官 審報際内外ブ

文 長 審一二

領 移長 参政保対旅外

長 審総安平 企国

審 参軍不科協

国 参行専入難地

ア 参地中東 審東西

長 審一二保

北米長 参一二

南長 審西口洋 西東

長 参一二アア

近ア長

経 審総漁国 審経エ国 一永二 経途

長 参海 審準

経協長 審政調国開無 参緊評技有理

条長 審条協

情長 参国析析調セ 一二

総 番 号 R025551

上 管

月 8日

韓 国 発

亜 北

平成 6年 2月 8日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

後 藤 大 使

在韓ひ爆者支援拠出金

秘密指定解除

公文書監理室

第454号 秘 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 SO0786-05）

秘密指定解除

公文書監理室

秘

貴電ア北第26号及び往電第204号に関し、

I. 1月28日、丸尾が、崔榮奎(최영奎)大韓赤十字社(当館注:以下韓赤)原爆福祉事業所長を往訪したところ、この際に行われたやりとり以下の通り。右やりとりの際に入手した「拠出金使用報告書」(昨年6月1日から12月31日まで、韓赤内未決裁の由。1月1日から5月31日までの報告書は客年往電第2671号別FAX信御参照。)及び「原爆被害者登録(診療)記録簿」の写を邦訳を付して別FAX信1にて送付する。また、これに先立ち、保健社会部から入手した「原爆被害者福祉基金管理指針」(当館注:保健社会部によれば、昨年10月から実施されている由。)の写を参考までに邦訳を付して別FAX信2にて送付する。

1. 当方より診療補助費に関する措置等につき照会したところ、先方は次の通り回答越した。

診療補助費については、これまで説明している通り、被爆者による度重なるデモを鎮めるために韓国政府、被爆者協会(当館注:以下協会)、韓赤との間で協議して決定した事項であり、日本政府からの異議申し出があつてから、日本政府の立場を協会に説明したところ、協会側は、診療補助費に関して日本政府が干渉をするのであれば日本政府からの拠出金は必要無いので日本政府に返せ、そのかわり40億ドルを日本政府に要求すると、かなり強硬な立場を示している。韓赤としても被爆者の健康状態に応じた段階的な支給を検討して見たが、現在比較的健康的な被爆者への支給を減らすことも現実的ではない。また、現在比較的健康的な被爆者も高齢であり、近い将来には病弱になる。今後20～30年すれば、被爆者1世の全員が死亡するので、被爆者が生存している間、診療を支援するのが現実的である。従つて、現行の診療補助費の支給が最も現実的であると考える。

秘密指定解除

公文書監理室

秘

2. 当方より健康福祉センターの建設の状況等につき照会したところ、先方は次の通り回答越した。

(1) 陝川については、土地の購入に要する費用を韓国国庫から確保し、現在、陝川郡郡守に土地の購入を委託している。購入終了次第建物の設計に着手する。

(2) ソウルについては、1000坪の敷地、購入に要する費用30億ウォンを考えており、土地の購入に伴う費用を韓国国庫から確保すべく今年中に申請する考えである。具体的な候補地選定は右申請の結果を見ないとできない。ソウルの健康福祉センターに関し、協会からは、ビルの購入を要求されており、協会は、広島や長崎にあるような原爆資料館と健康福祉センターを総合した建物としてビルを使用することを考えているようである。これに対しては、我々（韓赤）は、購入に必要な費用が準備できない段階で具体的な回答はできない旨述べている。いずれにしても、ソウルの健康福祉センターに関する具体的な動きは、陝川の健康福祉センターの建設事業が終わってからになると考え、ソウルの健康福祉センターの建設を急いでいない。理由は、①福祉事業所の少ない人員では二つの健康福祉センターの建設を並行して行うことは物理的に不可能であること、②日本政府からの拠出金はできるだけ一氣に使わない方が被爆者の診療に対する支援という観点から望ましいと考えられること、③陝川の健康福祉センターを建設、一定期間運営した上で利点や問題点を検討し、問題点を補完した形でソウルの健康福祉センターを建設するのがよいと考えられることである。

3. 当方より、何らかの解決策を模索せざるを得ないという観点から、原爆被爆者の実態を教えて欲しい旨重ねて要求してきたところ、先方より、今般次の通り回答越した。

現在、原爆被爆者として登録されている生存者は2345名（当館注：韓赤

秘密指定解除

公文書監理室

秘

によれば、この数値は03年12月現在の由。)であり、100名程度が登録許可を待っている(当館注:韓赤によれば、現在、登録者のうち年間80名が死亡しており、今後は死亡者は年間100名程度まで増え、また、登録希望者はほとんど登録を済ませているものと見ており、登録者数2500名以上にはならないものと見ている由。)。韓赤としては、これらの被爆者に対して今年中に健康診断を行い、同時に被爆者に対して韓赤、赤十字病院、協会の三者による面接調査という形態で実態調査を行う計画を作成中である。ただし、右事業に対しては、協会が否定的であり、実現の可否及び実現時期については不透明である。これとは別途に、30~40名の被爆者についてとりあえず調査を行う予定であり、現在設問用紙(当館注:往電第322号別FAX信御参照。なお、当館が今般入手した設問用紙は、作成過程にあるもので補完、修正もあり得る。)を作成中であり、協会と相談し、協会が調査対象たる被爆者の推薦を行った上で、この春には実現可能であると考える。また、診療の実績については原爆被害者登録(診療)記録簿に記載される。健康診断及び実態調査の結果、30~40名の被爆者に対する調査の結果、右記録簿に基づく診療実績については、判明次第、日本政府に通報する。

II. 1における以下の三つの主要な問題点につき、2月7日、高田が韓赤李柄雄(이보광)事務総長を往訪したところ、この際のやりとり次の通り。

(先方崔原爆福祉事業所長等、当方丸尾同席。)

1. 問題点

(1) 診療補助費等につき、既成事実化しつつあり、韓赤側が問題解決のための方途につき真剣に検討しているとは思われない点。

(2) 診療補助費については、当方の理解では拠出金の運用に伴う利子の範囲内で支給されるということであったが、今般の「拠出金使用報告書」を見ると、利子が約10億ウォンであるのに対して診療補助費の支給

秘密指定解除

公文書監理室

秘

が約20億ウォンと、約2倍になっており、元本が減少してしまっている点。

- (3) 陝川の健康福祉センターの建設も遅れているのに、ソウルの健康福祉センターの建設はさらに陝川の健康福祉センターの運営状況を見て建設に着手することは、あまりにも遅いという点。

2. やりとり

(1) 当方からの問題点の指摘。

我が方の基本的な立場と共に上記の問題点に関し、強い懸念を表明する。拠出金は91年度及び92年度予算から拠出されたものであり、3月には93年度も終了しようとしている。遠からず国会やマスコミも関心をもつものと考えられる。少しでも日本政府と韓赤との立場の差異を埋めなければならない。このままずるずると時間を経過させることはできない。

(2) 先方の発言

(イ) 陝川の健康福祉センターについては、現在陝川郡守が土地の購入に関して所有者と交渉中である。当該土地の所有者8名のうち4名は購入を承諾したが、残りの4名は高い地価で売ることを希望しており、難航している。崔事業所長が旧正月後に陝川に出張して他の候補地を探すことを検討している。候補地を変更することがあっても今年の上半期中に購入手続を済ませなければならないと考えている。設計に数か月かかることを考えても今年中に着工しなければならないと考えている。

(ロ) 原爆被爆者の問題に関しては、自分(李事務総長)が姜英勲(カン・ヨンフン)総裁と共に大統領府を往訪して金泳三(キム・ヨンサム)大統領に報告すると共に、原爆福祉基金の使用方法に関する困難な事情を大統領に説明した。大使館として、保健社会部に対しても問題点を話して欲

秘密指定解除

公文書監理室

秘

しい。

(ハ) 韓赤としては、できるだけ被爆者問題の解決のために努力をしていくが、解決が不可能の場合、ガイドライン及び事業計画の修正案を、韓国政府と協議した上で文書で日本政府に対して伝達したいと考えている。時期は、今秋中に予定している被爆者全体に対する実態調査の結果を踏まえて行うことを考えている。

(3) 上記(2)に対する当方の発言

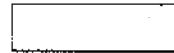
保健社会部に対しても説明を行うべく、コンタクトを行っている最中である。韓赤のいう修正案なるものについては、かかる提案を頭から拒否し、受け取らないというつもりはないが、内容の受け入れは極めて難しい。いずれにしても、日韓双方の立場の差異を少しでも縮めるべく知恵を出すための基礎となるべき参考資料及び実態調査の結果すらなかなか提供頂けないような状況では何の検討もできない。

(了)

FAX信

秘密指定解除
公文書監理室

秘



総 番 号 R025552

主 管

月 8日

平成 6年 2月 8日

韓 国 発
本 省 着

亜 北

外 務 大 臣 殿

後 藤 大 使

在韓ひ爆者支援拠出金

FAX信 秘 至急 (さう先処理)

(以下FAX送信 S00787-05)

秘密指定解除
公文書監理室

原爆被害者 日本政府 支援金 執行現況
원폭피해자 일본정부지원금 집행현황

(1993. 6. 1 - 93. 12.31 현재)
(1993年6月1日から12月31日まで)

往電第454号
別紙1
別紙1

(単位:ウォン)
(단위: 원)

94年 2月 8日 15:14

機密文書

454号

別紙1

別紙1

別紙1

SC0787JAB-01/05

수입			지출										잔액	비고	
支援金残額 지원금잔액	利息收入 이자수입	収益計 수익계	診療費		健康診断費		装束費		診療補助費		その他				
			진료비	진료보조비	건강진단비	장계비	진료보조비	기타 (협회지원 및 경상비)	지출계						
전수	금액	전수	금액	전수	금액	인원	금액	전수	금액	전수	금액	전수	금액	잔액	비고
24,366,462,579 (25,567,870)	1,093,588,952	25,485,619,401	6,948	240,843,109	19	380,000	41	55,800,000	6,688	2,000,900,000	37,327,793	2,335,250,902	23,150,368,499	() 안의 금액은 -일본동경부인회:23,657,220 -동경여대 아오키구니코:66,150 -한일친선협회 청목충삼:1,560,000 -회수진료비:284,500	
24,382,030,449	1,093,588,952	25,485,619,401	6,948	240,843,109	19	380,000	41	55,800,000	6,688	2,000,900,000	37,327,793	2,335,250,902	23,150,368,499		

() 内の金額は、日本東京婦人会(23,657,220ウォン)、東京女子大 アオキ-クニコ(66,150ウォン)、韓日親善協会(1,560,000ウォン)、
回収診療費(284,500ウォン)である。

S00787 2

원폭피해자등록 (진료) 기록부

[illegible]

※ 비고란에 진료비, 건강진단비, 진료보조비, 장제비를 기재한다.

秘密指定解除
公文書監理室

原爆被害者登録(診療)記録簿 (当館蔵)

④

人 的 事 項 (世)									
氏 名	(漢字)			住民登録番号				写 真	
住 所	□□□-□□□			電話	() -				
				性別	男 女				
会員登録番号			登録日	年 月 日		所属支部	支部		
学 歴			職 業			診療地域			
医療措置区分	医療保険, 医療保護, その他()					送金口座			
出 生 地				渡日事由			渡日時の年齢	満 歳	
渡 日 日	年 月 日	帰国日	年 月 日	渡日時の住所					

診 療 記 録

[illegible]

※備考欄に診療費、健康診断費、診療補助費、葬祭費を記載する。

秘密指定解除
公文書監理室

S00787JA8- 05/ 05

公文書監理室

[illegible]

診 療 記 錄

[illegible]

(3)

秘密指定解除

公文書監理室

FAX信

秘



総 番 号 R025553

主 管

月 8日

韓 国 発

亜 北

平成 6年 2月 8日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

後 藤 大 使

在韓ひ爆者支援拠出金

FAX信 秘 至急 (ゆう先処理)

(以FFAX送信 S00788-06)

秘密指定解除

公文書監理室

S00788 1

往電第454号 FAX信2.

(当館訳)

原爆被害者福祉基金管理指針

原爆被害者福祉基金……政府の補助金、日本政府の支援金及びその利子、その他民間団体、個人等の寄付金等、原爆被害者の福祉のために設けられた全ての基金（以下「基金」という）

1. 基金管理の基本方針

- 基金の管理運営は、大韓赤十字社原爆福祉事業所（以下「事業所」という。）が担当する。
- 基金の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終了する。（韓国の会計年度と同一。）
- 予算案の編成と確定

事業所長は、当該年の9月末までに翌年の予算案を編成し、社団法人韓国原爆被害者協会（以下「協会」という。）と保健社会部に対し、書面による協議を行わなければならない。保健社会部と協会は、審査後、10月末までに意見を書面で提出しなければならない。

事業所長は、右両機関の審査の結果を反映した修正予算案を作成して、原爆福祉執行委員会（当館注：保健社会部によれば、大韓赤十字社（以下、韓赤という。）、外務部、保健社会部、協会の代表で構成され、事業所の事業につき議論し、確定する組織の由。）（以下「執行委員会」という。）に提出して、執行委員会は予算案を審議・確定する。

○決算

事業所長は、毎年1月中に前年度予算執行結果を集計した決算案を作成し、保健社会部と協会に対し、書面による協議を行わなければならない。保健社会部と協会は、事業所長から提出された決算案に対する意見を1月末までに書面で提出し、執行委員会で右決算案を審議・議決する。（当館注：保健社会部によれば、決算案の作成及び協議、右案に対する意見提出、議決の手続を全て1月に行う由。）

○執行

予算の執行方法と手続とは、予算会計関連法規及び韓赤の規定により事業所長が担当するが、目間転用と項間移用（当館注：保健社会部によれば、予算においてある「目」及び「項」に充てられていた金額の一部又は全部を他の「目」及び「項」に充てることをいう。ここで「項」とは、福祉会館建設費、診療費、人件費等、原爆福祉事業の大きな題目を言い、「目」

秘密指定解除

公文書監理室

S00788 2

とは、「項」の中でさらに細分されたものをいう。）については、執行委員会の審議・議決を受けなければならない。

○その他

基金は韓赤の会計と別途に管理されなければならない。

2. 対象者管理

○事業所は、全ての対象者（原爆被害者一世、二世）に関する登録記録を保有して、所定の様式の登録証を発給しなければならない。診療補助費、診療費等の個人別基金執行内訳を、支出時ごとに登録記録簿に登載しなければならない。

○新規対象者の登録

新規対象者（原爆被害者）が登録を申請する場合、事業所長は、所定の様式の登録申請書の提出を受け、必要な場合には本人の陳述を聴取して原爆被害の事実の有無を確認した後、事業所長の意見を添付して執行委員会に提出しなければならない。

新規対象者の登録に必要な場合には、韓赤総裁又は事業所長が「登録審査委員会」を構成・運用することができ、事業所の職員以外の審査委員に対し、審査に伴う費用を基金から実費で補償することができる。

新規対象者の登録申請は随時受理するようにするが、審査は每期別（3か月毎）に実施することができる。

執行委員会は、登録申請書、事業所長又は登録審査委員会の審査結果等を参考にして対象者の登録を審議・議決する。この場合、原爆被害者であることが確実である場合、登録を拒否することができない。

○新規に登録された対象者には、その登録された日がある月から基金を支出することが出来る。

3. 基金の執行

○診療補助費は、分期別（3か月毎）に執行して、個人別に口座に送金する。

○診療費、健康診断費、葬祭費の場合、支給原因の発生時に執行され、個人別に執行されなければならない。但し、指定病院に対しては、（1か月に対象者たる被爆者が受けた全ての診療における診療費を）一括して支給するが、個人別支給内訳等を登録記録簿に登載しなければならない。

○新規に登録された対象者には、その登録された日がある月から診療費及び診療補助費を支給し（例えば8月25日に登録した場合、8月1日から31日までの分を支給する。）、診療補助費の支給手続上、登録された被爆者の死亡により葬祭費支給と診療補助費との両方が支給される場合、死亡

秘密指定解除

公文書監理室

S00788 3

月のみ診療補助費の支給を認定し、遺族が故意に葬祭費支給申請を遅らせる場合、差額を葬祭費の支給額から控除する。

診療費の支給時の申請書類：病院・医院の診療費の明細書（本人負担明示）

※診療費支給範囲は、診療費中本人負担額とするが、断層撮影（CT）（当館注：放射線によって人体の断面を投影して診断する方法。）、磁気共鳴撮影（MRI）（当館注：電磁波によって人体の断面を投影して診断する方法。）等高価な診断治療と補綴（当館注：骨折の箇所に鉄の支柱を埋め込む治療。）、整形手術等を除外する。但し、非給与（当館注：保健社会部によれば、医療保険の適用の無い医療項目と非医療項目とを合わせたものの由。）中、食費等のような必需費用と、超音波体外粉碎術、椎間軟骨ヘルニアの治療のような治療を目的とした行為にかかる費用は、支給の対象となる。

事業所長は、原爆被害者の健康診断及び診療のための原爆被害者診療病院を指定するが、当該指定医療機関の原爆被害者診療能力と交通の便宜等を考慮しなければならない。

請求された診療費の適正確保のため、当該医療機関に照会又は実態調査（実際に医療機関等に赴いて視察等を行う）等、必要な確認措置をとることができる。

○人件費及び物品購入費等機関運営費は、韓赤が制定した一般規定により執行する。

○資金執行関連書類は、5年間保管しなければならない。

4. 監査と指導・監督

○保健社会部長官は、基金執行の効率性と公共性を高めるために毎年定期監査を実施し、必要と認められる場合には随時監査を実施する。

○基金執行は、執行委員会の意見を受けて実施するが、法令又は本指針と関連する事項は、保健社会部の有権解釈を受けて行う。

5. その他

○本指針は1993年10月1日から施行する。

秘密指定解除

公文書監理室

S00788 4

원폭피해자 복지기금 관리지침

《 원폭피해자 복지기금 》

정부의 보조금, 일본정부의 지원금과 발생이자, 기타 민간단체, 개인등의 기부금등 원폭피해자의 복지를 위해 발생하는 모든 기금(이하 "기금"이라 한다).

1. 기금관리의 기본방침

- 기금의 관리운영은 대한적십자사 원폭복지사업소(이하 "사업소"라 한다)가 담당한다.
- 기금의 회계연도는 매년 1월 1일에 시작하여 12월 31일에 종료한다(국가의 회계연도와 동일)
- 예산안의 편성과 확정
 - 사업소장은 익년 예산안을 당해년 8월말까지 편성하여, 사단법인 한국원폭피해자 협회(이하 "협회"라 한다)와 보건사회부에 서면협의하여야 하며, 보건사회부와 협회는 심의후 10월말까지 의견을 서면으로 제출하여야 한다.
 - 사업소장은 양기관의 심의결과를 반영한 수정예산안을 작성하여, 원폭복지집행위원회(이하 "집행위원회"라 한다)에 제출하고 집행위원회는 예산안을 심의·의결하여 확정한다.
- 결 산
 - 사업소장은 매년 1월이내에 전년도의 예산집행결과를 집계한 결산안을 작성하여 보건사회부와 협회에 서면협의하여야 하며
 - 보건사회부와 협회는 1월말까지 결산안에 대한 의견을 서면으로 제출하고 집행위원회에서 심의·의결한다.

秘密指定解除

公文書監理室

S00788 5

○ 집 행

- 예산의 집행방법과 절차는 예산회계관련법규 및 대한적십자사의 규정에 따라 사업소장이 담당하되, 목간전용과 항간이용은 집행위원회의 심의·의결을 받아야 한다.

○ 기 타

- 기금은 대한적십자사 회계와 별도로 관리하여야 한다.

2. 대상자관리

- 사업소는 모든 대상자(원폭피해자 1세, 2세)에 대한 등록기록을 보유하고 소정양식의 등록증을 발급하여야 하며 진료보조비, 진료비등 개인별 기금집행내역을 지출시마다 등록기록부에 등재하여야 한다.

○ 신규대상자 등록

- 신규대상자(원폭피해자)가 등록을 신청할 경우 사업소장은 소정양식의 등록신청서를 제출받고, 필요한 경우 본인의 진술을 청취하여 원폭피해 사실여부를 확인한후 사업소장의 의견을 첨부하여 집행위원회에 제출하여야 한다.
- 신규대상자등록에 필요한 경우 대한적십자사 총재 또는 사업소장이 「등록심사위원회」를 구성·운영할 수 있으며, 사업소 직원을 제외한 심사위원에게는 심사에 수반되는 비용을 기금에서 살비로 보상할 수 있다.
- 신규대상자 등록신청은 수시접수토록 하되 심사는 매분기별로 실시할 수 있다.
- 집행위원회는 등록신청서와 사업소장 또는 등록심사위원회의 심사결과등을 참고로 하여 대상자의 등록을 심의·의결한다. 이 경우 원폭피해자가 확실할 경우 등록을 거부할 수 없다.

- 신규등록된 대상자에게는 등록된날이 속하는달부터 기금을 지출할 수 있다.

3. 기금의 집행

- 진료보조비는 분기별로 집행하고 개인별 송금계좌로 지급한다.
- 진료비, 건강진단비, 장제비의 경우 지급원인 발생시 집행하되, 개인별로 집행하여야 한다. 다만 지정병원에 대하여는 일괄 지급하되, 개인별 지급내역등을 등록기록부에 등재하여야 한다.

秘密指定解除

公文書監理室

S007886

- 신규 추가등록자에게는 등록원납이 속하는달부터 진료비 및 진료보조비를 지급하며 진료보조비 지급절차상 회원의 사망으로 장제비지급과 중복되는 경우 사망월만 인정하고 유가족이 고의로 장제비 지급신청을 지연시키는 경우 장제비 지급액에서 공제한다.
- 진료비 지급시 신청서류
 - 병·의원의 진료비 명세서(본인부담 명시)
- ※ 진료비 지급범위는 진료비중 본인부담액으로 하되, 단층촬영(CT), 자기공명촬영(MRI)등 고가진단치료와 보철, 성형수술등은 제외하되, 비급여중 식비등과 같은 필수적비용과 초음파 체외분쇄술, 추간판탈출증(디스크)치료와 같이 치료를 목적으로 한 행위는 포함한다.
- 사업소장은 원폭피해자의 건강진단 및 진료를 위한 원폭피해자 진료병원을 지정하되, 당해 지정의료기관의 원폭피해자 진료수행능력과 교통편의등을 고려하여야 한다.
- 청구된 진료비의 적정성 확보를 위하여 당해 의료기관에 조회 또는 실태조사등의 필요한 확인조치를 할 수 있다.
- 인건비 및 수송비등 기관운영경비는 일반규정에 따라 집행한다.
- 자금집행관련서류는 5년간 보관하여야 한다.

4. 감사와 지도·감독

- 보건사회부장관은 기금집행의 효율성과 공공성을 높이기 위하여 매년 정기감사를 시행하되, 필요하다고 인정하는 경우에는 수시감사를 실시한다.
- 기금집행은 집행위원회의 의견을 받아 시행하되, 법령 또는 본지침과 관련된 사항은 보건사회부의 유권해석을 받아 시행한다.

5. 기 타

- 시행일은 1993. 10. 1 부터 시행한다.